(総務省)

		(46.47) 日 /
制度	名	関連銀行及び関連保険会社が、統合後の日本郵政株式会社に業務委託 する際に支払う手数料に係る消費税の非課税措置の創設
税	目	消費税
要	関連:	銀行及び関連保険会社(以下「関連銀行等」という。)が、統合後の日
望		株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税を非課税とす
の		
内		▲30,800 百万円 平年度の減収見込額 (
容		十十度の減収免込額 (一百万円) (制度自体の減収額)
	(1) 政	<b>双策目的</b>
		銀行等が、銀行代理業者・生命保険募集人である統合後の日本郵政株式
新	社と銀	支払う手数料に係る消費税を非課税とすることにより、日本郵政株式会   行窓口業務契約・保険窓口業務契約を締結することとなる関連銀行等の
設 •	安定的  る。 	な経営を確保し、適切なサービス提供を通じた利用者の利便の向上を図
拡	(2) 旅	意策の必要性
充		な改革法施行後の日本郵政株式会社は、「簡易な貯蓄、送金及び債権債 な済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便
又	な方法	により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できる
は	-	ニする責務」(いわゆる金融ユニバーサルサービスの提供義務)が課さ │ 関連銀行等との間で、銀行窓口業務契約・保険窓口業務契約を締結し、│
延	金融コ	-ニバーサルサービスを提供することを義務付けることとしている。
長		ē貯金銀行及び郵便保険会社(以下「金融二社」という。)は、郵政改│ ē行当初、関連銀行等となることを法定することとしており、それぞれ│
を	関連針	表行等である間、統合後の日本郵政株式会社に対して、銀行窓口業務・ スロ業務を委託することを義務付けることとしている。
必	他の	)民間金融機関においては、その経営判断により他社に業務を委託する
要		は別として、自らが利用者に金融サービスを提供していることから、金│ tとは異なり、業務委託に係る手数料の支払いに係る消費税は発生しな│
ح .		也方、受取利息等が収益の大宗を占めているという金融二社の収益構造
すー		を取利息等が非課税売上であるため仕入税額控除が受け難いという金融 *スの特徴から、 光該業務系託に伴い発生する消费税の負担は、会融に
る 		『スの特徴から、当該業務委託に伴い発生する消費税の負担は、金融二   : って競争上著しく不利になる。なお、政府・与党社会保障改革検討本
理		いて「2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を 10%まで
曲		ニげ」ることが決定されたところ、このまま金融二社に対する消費税の │ ヾ減免されなければ、他の金融機関に比べて追加で負担している消費税 │
	は倍化	とし、金融二社の事業経営に与える影響、競争上の不利益が、より耐え のになる。
1	1	

		このため、関連銀行等となる金融二社が、銀行代理業者・生命係 である統合後の日本郵政株式会社に支払う手数料に係る消費税を ることにより、金融二社の安定的な経営を確保し、適切なサービス じた利用者の利便の向上を図る。				
		政策体系 における 政策目的の 位置付け	郵政行政 郵政行政の推進、郵政事業の抜本的見直し(郵政改革)			
	合理性	政 策 の 達成目標	関連銀行、関連保険会社(当初は、それぞれ郵便貯金銀行、郵便保険会社)が、銀行代理業者・生命保険募集人である統合後の日本郵政株式会社に支払う手数料に係る消費税を非課税とすることにより、関連銀行等の安定的な経営を確保し、適切なサービス提供を通じた利用者の利便の向上を図る。			
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	_			
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	_			
望に		政策目標の 達 成 状 況				
関	有	要望の 措置の 適用見込み	本措置の関係者は、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社を 統合する日本郵政株式会社、関連銀行、関連保険会社である。			
連す		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	関連銀行等の安定的な経営を確保し、適切なサービス提供を 通じた利用者の利便の向上を図る。			
る事		当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	_			
項	相当性	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	_			
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	_			

	要望の措置 の 妥 当 性	関連銀行等に、銀行窓口業務、保険窓口業務を日本郵政株式会社に委託することを義務付けるものであり、当該義務から発生する消費税を非課税とすることは妥当である。
- これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	_
	前回要望時 の達成目標	
に関連する事項	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理	_
これまでの 要 望 経 緯		平成 17 年度税制改正から要望